

國內資料第三號

(戰爭被害調査資料一)

昭和二十二年一月二十五日

今次戦争による國富被害算定方法

經濟安定本部總裁官房調査課



はしがき

本資料は、今次戦争による我國の國富喪失の概要を算出するため今回經濟安定本部が各官廳の協力のもとに實施した戦争被害調査に於て使用した各財貨の評價方法を取纏めたもので「我國經濟の戦争被害」報告書第一部の基礎資料ともいふべきものである。今回の調査に際しては各官廳關係係官各位より並々ならぬ御協力を賜つたが、これに對しては本資料の末尾に氏名を掲げ深甚なる謝意を表する次第である。

尙本被害調査の取纏め並びに本資料の作成には當課員小川渕太がこれに當り、又公有私有建築物被害の評價は當課員内山諫が擔當した。

昭和二二年一月二五日

經濟安定本部總裁官房調査課長

大 來 佐 武 郎

「今次戦争による國富被害算定方法」 目次

第一、總論	一
一、國富害の意味	一
二、調査實施要領	一
1. 調査の分擔	一
2. 官有、公有、私有の區別	四
3. 評價基準	四
4. 調査方法	四
三、分類及集計	五
四、今次戦争による國富被害總額並項目別被害一覽表	六
第二、各論	八
一、建築物	八
1. 官有	八
(一) 總理廳關係	一〇
(二) 內務省關係	一一
(1) 廳舍	一一
(2) 河川工専用建築物	一二
(三) 外務省關係	一三

(四)	大藏省關係	三
(1)	公用財產關係	三
(2)	雜種財產關係	七
(五)	司法部關係	三
(六)	文部省關係	三
(七)	厚生省關係	四
(1)	病院	四
(2)	療養所	四
(八)	農林省關係	五
(九)	商工省關係	六
(一〇)	運輸省關係	六
(1)	鐵道總局關係	七
(2)	海運總局關係	七
(3)	氣象臺關係	九
(二)	遞信省關係	〇
(三)	宮內府關係	一
(三)	最高裁判所關係	三
2.	公	三
	有	三

(一)	水道關係建築物(戰災復興院)	三
(二)	一般公有建築物(經濟安定本部)	三
(三)	河川工專用建築物(內務省)	四
(四)	公立諸學校圖書館博物館(文部省)	四
(五)	海運關係建築物(運輸省)	四
3.	私	四
(一)	經濟安定本部關係	四
(1)	一般私有建築物	四
(2)	慈善團體關係建築物	四
(3)	日本赤十字社關係建築物	五
(二)	文部省關係	五
(1)	私立諸學校研究所圖書館博物館	五
(2)	神社、寺院、教會	五
(三)	農林省關係	五

二道	路	五
1.	內務省關係	五
2.	運輸省關係	六
三、港灣	河川	六

1. 港灣 (運輸省).....	六二
2. 河川 (內務省).....	六二
四、橋梁.....	六四
1. 內務省關係.....	六四
2. 運輸省關係.....	六五
五、林野樹木.....	六六
1. 林野 (農林省).....	六六
(一) 國有林.....	六六
(二) 民有林.....	六六
2. 樹木.....	六六
(一) 總理廳關係.....	六六
(二) 外務省關係.....	六六
(三) 大藏省關係.....	六七
(四) 司法省關係.....	六七
(五) 商工省關係.....	六七
(六) 最高裁判所關係.....	六七
六、工業用機械器具.....	六七
1. 一般 (私有) (損害保險中央會).....	六七

2. その他.....	七四
(一) 大藏省關係.....	七四
(二) 內務省關係.....	七五
(三) 運輸省關係.....	七五
(1) 國鐵關係.....	七五
(2) 私鐵關係.....	七六
七、鐵道及軌道.....	七六
1. 運輸省關係.....	七六
(一) 國鐵關係.....	七六
(二) 私鐵關係.....	七六
2. 內務省關係.....	七六
八、諸車.....	七六
1. 鐵道車輛.....	七六
(一) 運輸省關係.....	七六
(1) 國鐵關係.....	七六
(2) 私鐵關係.....	七六
(二) 內務省關係.....	七六

2. 自動車その他	八四
(三) 遞信省關係	八四
(一) 運輸省關係	八五
(1) 官有自動車	八五
イ、各官廳用自動車	八五
ロ、省營運送事業用自動車	八六
(2) 私有自動車	八七
イ、民營運送事業用自動車	八七
ロ、鐵道小運送用自動車	八八
(3) 荷牛馬車その他の運搬具	八九
(二) 經濟安定本部關係	九〇
(三) 內務省關係	九三
(四) 遞信省關係	九四
九、船	九六
(一) 運輸省關係	九六
(一) 海運總局關係	九六

(二) 鐵道總局關係	九六
(三) 氣象臺關係	九六
2. 內務省關係	九六
3. 遞信省關係	一〇〇
4. 農林省關係	一〇〇
一〇、電氣及瓦斯供給設備	一〇一
1. 一般電氣瓦斯供給設備(私有)(損害保險中央會)	一〇一
2. その他の電氣供給設備(運輸省)	一〇一
(1) 國鐵關係	一〇一
(2) 私鐵關係	一〇一
一一、電信、電話及放送設備	一〇四
1. 遞信省關係	一〇四
(一) 電信設備	一〇四
(1) 官有	一〇四
(2) 私	一〇五
(二) 電話設備(官有)	一〇五

(三) 海底電線設備	10K
(1) 官	10K
(2) 私	10K
(四) 船舶無線設備(私有)	10K
(五) 放送設備(私有)	10K
2. 內務省關係	10K
(一) 河川工專用無線電話機	10P
(二) 警察電話設備	10P
3. 運輸省關係	10P
(一) 國鐵關係	10R
(二) 私鐵關係	10R
一二、水道設備(戰災復興院)	10R
一三、所藏財貨	11
1. 家具家財	11
(一) 官	11
(1) 總理廳關係	11

(2) 經濟安定本部關係	11
イ、廳	11
ロ、病院療養所	11
ハ、河川工專用建築物	11
(3) 內務省關係	11
イ、廳	11
ロ、河川工專用建築物	11
(4) 大藏省關係	11
(5) 司法省關係	11
(6) 文部省關係	11
(7) 農林省關係	11
(8) 運輸省關係	11
(9) 逓信省關係	11
(10) 宮內府關係	11
(11) 最高裁判所關係	11
(二) 公	11
(1) 經濟安定本部關係	11

一四、雜

3.	鑄貨及金銀その他貴金屬地金(大藏省).....	一四〇
(5)	その他(運輸省).....	一四〇
(一)	鑄貨.....	一四一
(二)	金銀その他貴金屬地金.....	一四一
1.	工業用以外の設備機械器具.....	一四五
(一)	官有.....	一四五
(1)	總理廳關係.....	一四五
(2)	厚生省關係.....	一四五
(3)	運輸省關係.....	一四六
	イ、國鐵關係.....	一四六
	ロ、港灣關係.....	一四七
	ハ、氣象臺關係.....	一四七
(4)	遞信省關係.....	一四七
(二)	公有.....	一四九
(1)	戰災復興院關係.....	一四九
(2)	經濟安定本部關係.....	一四九

(三) 私

(3)	運輸省關係.....	一五〇
(1)	經濟安定本部關係.....	一五〇
	イ、地方食糧營團精米所所有精米機等.....	一五〇
	ロ、慈善團體所有諸施設.....	一五〇
	ハ、日本赤十字社關係醫療機械器具.....	一五〇
(2)	運輸省關係.....	一五一
(3)	損害保險中央會關係.....	一五一
2.	圖書館所藏圖書(文部省).....	一五一
3.	國寶史蹟、名勝(文部省).....	一五一
4.	その他(遞信省).....	一五一

附 1. 調査擔當官廳別國富被害内譯

附 2. 生産能力戰爭害一覽表

(一)	商工省關係.....	一五五
(二)	運輸省關係.....	一五五
3.	昭和五年度及十年度國富.....	一七〇

一、「我國經濟の戰爭被害」が出来る迄……………一七三

二、戰爭被害調査取纏擔當機關名……………一七五

三、戰爭被害調査關係者氏名……………一七六

訂正

九頁一六行目「殘存價額」とあるのは「殘存價額」の誤り
 二三頁一一行目（青森）の次に左の一行を追加する。

その他	六八五	二	二	一
-----	-----	---	---	---

五三頁一〇行目「五三、五五六、五二八」は「五三、三一九、六四八」の誤り
 同頁一三行目「五三、六三六、〇六九」は「五三、三九九、一八九」の誤り

第一、總論

一、國富被害の意味

今回の調査に於ては「國富被害」を左に述べる如く極めて狹義に解した場合の用語として用ひた。即ちこゝに「今次戰爭による國富被害」とは

1. 今次戰爭中、終戦以後の日本國領土内（即ち朝鮮、臺灣等の舊外地及樺太を含まず）に於て兵器、艦艇、航空機等直接軍用に供されたもの以外のすべての物的財貨が蒙つた空襲、艦砲射撃等の戰爭による直接的な被害のみを云ふ。
2. 従つて戰時中に於ける補修見合せによる被害、疎開による被害、外地喪失による被害賠償撤去による被害その他間接的な被害はもとより直接的被害であつても戰災者等の如き人的被害その他物的以外の被害はこれに一切含まれない。
3. 又兵舎の如く戰後直ちに普通施設として使用することが可能であつたと考へられる財貨は罹災時に軍事施設であつたものでもこゝに含まれている。

二、調査實施要領

1. 調査の分擔

調査實施に先立ち各官廳に於ける調査の重複を避ける爲豫め夫々の擔當すべき項目を左の如く定めた。

擔當官廳

擔當調査項目

備

考

(一) 總理廳

所管國有財産

戰災復興院——一般私有建築物及その所藏財貨

被害額の實際の算出は經濟安定本部が行つた

水道設備

同